以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、未だ堤防がなく、地盤も低いため、洪水時にはたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件区間について、流下能力の向上を図り、計画高水流量を安全に流下させる必要があると認められるとともに、洪水による背後地の浸水被害を防止するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、本件区間の背後地にある旧徳島県三好郡三野町（現三好市）より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　徳島県三好市役所

○環境省告示第十号

国民公園及び千鳥ケ淵戦没者墓苑管理規則（昭和三十四年厚生省令第十三号）第六条第一項及び第七条第三項の規定に基づき、昭和三十四年五月厚生省告示第百二十六号（新宿御苑及び千鳥ケ淵戦没者墓苑の公開日時等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月十六日から適用する。

平成二十二年二月十六日

環境大臣　小沢　鋭仁

第1号1の㈠中「火曜日（火曜日が休日に当たるときは水曜日）」を「、その日後においてその日に最も近い休日でない日」に改める。

第3号1から3までを次のように改める。

1　一般入園料

㈠　十五歳以上の者（㈡に掲げる者を除く。）　一名につき一回二百円

㈡　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一名につき一回五十円

2　団体（小学生以上の者三十人以上）入園料

㈠　十五歳以上の者（㈡に掲げる者を除く。）　一名につき一回百五十円

㈡　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一名につき一回二十五円

3　年間入園料

㈠　十八歳以上の者（㈡に掲げる者を除く。）　一名につき一年間二千円

㈡　高校生又はこれに相当する者　一名につき一年間千円

㈢　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一名につき一年間五百円

第三号4中、「又は都道府県知事」を「、都道府県知事」に改め、「の交付を受けている者」の下に「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」を加え、「又は療育手帳」を「、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳」に改め、「限り」の下に「、本人及びその付添人（付添人が二人以上あるときは、一人に限る。）について」を加える。

○防衛省告示第二十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年二月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年二月二十三日から同月二十五日まで（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

㋑　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

㋒　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度一二分四八秒

㋓　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年二月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年二月二十三日及び同月二十四日（予備、同月二十五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の㋐から㋖までの六地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋖の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三三度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

㋑　北緯三三度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋒　北緯三三度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋓　北緯三三度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋔　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋕　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年二月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年二月二十六日（予備、同月二十七日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

㋑　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

㋒　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

㋓　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

東北地方整備局長　青山　俊行

道路の種類　一般国道

㈠　路線名　百十三号